報告第40号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

専決処分第29号

専　決　処　分　書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年11月２日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

損害賠償額の決定及び和解について

茎崎こもれび六斗の森施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

１　事故発生の日時

令和８年５月４日　午前５時30分頃

２　事故発生の場所

つくば市六斗1002番地1

３　相手方

(1) 住所　千葉県流山市■■■■■■■■■■■　■■■■■■■■■■■■■■■

(2) 氏名　■■　■■

４　事故の概要

上記日時、場所にて、つくば市が管理する施設の樹木の幹枝が落下し、相手方

車両の屋根周辺を損傷させたもの

5　損害賠償額

金2,537,590円（過失割合　市100％　相手方０％）

6　和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金2,537,590円を支払う。

(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。

(3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。